

(3) 老人保健健康増進等事業について

本事業は、高齢者の介護、介護予防、生活支援、老人保健及び健康増進等に関わる先駆的、試行的な事業等に対し助成を行い、もって老人保健福祉サービスの一層の充実や介護保険制度の基盤の安定化に資することを目的として、平成13年度予算充実や介護保険制度の基盤の安定化に資することを目的として、平成13年度予算（案）において、36億2,250万円を計上している。

本事業は、①先駆的・試行的な事業等で相当の効果が期待でき、その効果が施策等に反映できる具体性を持つ事業で、②他の補助金の対象とならない単年度の事業を採択することとしている。

都道府県におかれでは、保健、医療、福祉及び介護保険各担当の十分な連携をもとに協議をお願いするとともに、管下市町村等に対し、本事業の趣旨の周知をお願いする。また、別添の実施要綱（案）を参考に事業内容の十分な精査を行い、すみやかに協議が行えるよう準備方をお願いする。なお、協議等の具体的な手続きは、別途お示しすることとしている。

また、本事業で交付した補助金について、会計経理区分や収支にかかる帳簿及び証拠書類の保管の不備など基本的な取扱いについて問題が見受けられたところである。いうまでもなく補助金執行の基本であることからも、かかる事態が生じることのないよう管下市町村等に対し適正執行の指導をお願いする。

なお、会計検査院の実施検査においても指摘を受けたところであり、併せて適正な執行に努められたい。

(別添)

平成13年度老人保健健康増進等事業実施要綱（案）

1 目的

本事業は、高齢者の介護、介護予防、生活支援、老人保健及び健康増進等に
関わる先駆的、試行的な事業等に対し助成を行い、もって、老人保健福祉サー
ビスの一層の充実や介護保険制度の基盤の安定化に資することを目的

2 事業の実施主体

都道府県又は市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）

3 対象事業

次のいずれかに該当する先駆的、試行的事業で、他の補助制度による補助
対象事業を除く。

- (1) 介護保険制度の推進・定着のための支援事業
- (2) 高齢者の自立支援及び元気高齢者づくりのための調査研究等事業
- (3) その他高齢者の保健福祉の推進のための特別事業

4 具体的な対象事業例

平成13年度の具体的な対象事業は次に例示するとおりであるが、本事業の
趣旨に沿つたものであれば、例示事業にとらわれず対象とする。

(1) 介護保険制度の推進・定着のための支援事業

- ア 介護保険制度の推進・定着のための広報支援事業
- イ 利用者に対する適切な情報提供に関する事業
- ウ 利用者保護の推進に関する事業
- エ 効率的な事業運営のための情報化の推進に関する事業
- オ 介護保険制度の推進・定着のための調査研究事業
- カ 介護保険対象サービス評価事業

(2) 高齢者の自立支援及び元気高齢者づくりのための調査研究等事業

- ア 在宅サービスの推進に関する事業
 - (ア) 在宅介護を推進するための基盤整備に関する調査研究又は試行的
事業
 - (イ) 在宅サービスと施設サービスの連携に関する試行的事業
 - (ウ) 在宅復帰のための促進事業
 - イ 痴呆性高齢者の支援対策に関する事業
 - (ア) 痴呆性高齢者の支援のための啓発普及事業
 - (イ) 痴呆性高齢者のための調査研究事業
 - (ウ) 相談体制の強化に関する試行的事業
 - ウ 高齢者の生きがいと健康づくりに関する事業
 - エ 高齢者の就業支援に資する事業
 - オ 地域生活支援体制の整備に関する事業
 - (ア) 在宅福祉の基礎となる居住環境整備等に資する事業
 - カ 福祉用具の研究開発又は普及促進に資する事業
 - キ 老人保健事業
 - (ア) 介護予防に関する事業
 - (イ) 疾病予防に関する事業

(3) その他高齢者の保健福祉の推進のための特別事業